

# 施設を管理する皆様へのお知らせ

## 避難施設の指定についてのお知らせ

国民保護法第148条第1項において、知事は「住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。」とされています。

このため、北海道では、法令に基づき、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、当施設を避難施設として指定しました。

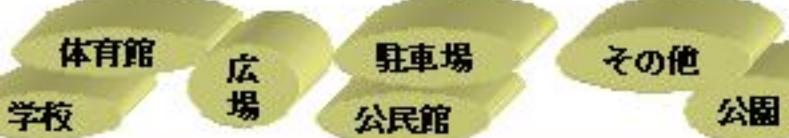
皆様におかれましては避難住民等の生命、身体を守るために可能な限りご協力をお願いします。

## 国民保護法とは？

「武力攻撃事態等における国民の保護のための法律」をいい、平成16年9月に施行されました。武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害の対処等のため、国全体としての態勢を整備することを目的としています。

※北海道においても、平成18年1月20日に「北海道国民保護計画」を作成しました。

### 【指定の手続】



1 道による状況調査等（市町村と連携して実施）

枝り込み

2 書面による同意の求め（※札幌市内の施設は札幌市が実施）

依頼

同意

施設の管理者

同意を得た施設

3 避難施設として指定（※札幌市内の施設は札幌市が指定）

避難施設として公表（※札幌市内の施設は札幌市が公表）

○避難施設として指定された施設は、武力攻撃事態等が発生した場合には、行政機関からの連絡を受け、避難する住民等を受け入れることとなりますので、受け入れるスペースを確保するなどについてご協力下さい。

○国民保護に関する詳細につきましては、ホームページ掲載資料等を参照願います。

北海道総務部危機対策局  
(011)231-4111(内線22-593)

ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/kts/index>